

改革推進会議「生活・社会基盤整備部会」 事業説明資料

| | | | |
|---------------|----------------------------------|----------------|---|
| テーマ | 居住環境づくり | 主な事業・ポイント | 汚水処理施設の整備 |
| 予算事業名 | 下水道普及促進対策交付金 市町村設置型浄化槽整備促進交付金 | 事業開始年度 | 平成14年度 |
| 担当部局 | 土木部 | 担当課 | 下水道推進課 |
| 会計区分 | 一般会計 | 総合発展計画 施策体系 | Ⅱ 安心して暮らせるしまね 5 生活基盤の維持確保 5 居住環境づくり |
| 関係する根拠 法冷等 | | 関係する計画、 通知等 | 汚水処理施設整備構想 (H18 島根県策定) |

施策の背景

○汚水処理施設の概要 《パンフ、資料1》

- ・経済性の比較(建設費+維持管理費)や地域特性、住民意向等を考慮して、**市町村**が整備手法を決定。
- ・居住環境の改善が定住へと繋がる。

○汚水処理施設の現状(H21.3.31現在) 《資料2-1～資料2-3》

- ・県の普及率は68.5%(全国84.8%)、全国順位40位で、全国との差は年々縮まるが、その差は依然大きい。
- ・県内においても、普及率に格差があり、特に西部地域の整備が遅れている。
- ・「**格差是正**」と「**普及率アップ**」が課題である。

施策の目的・目標・現在の状況

○県の推進方針及び市町村への支援 《資料3-1～資料3-3》

- ・平成7年に汚水処理施設整備構想(第1次構想)を策定し、現在、第3次構想(H18～H22)により、「**普及率72%**(H22年度末)」を目標に、整備を進めている。
- ・次期構想(H23～H30)を、生活排水処理ビジョン策定委員会を立ち上げ、県民、有識者、市町村などの意見を 取り入れながら、策定中である。
- ・県は、「下水道普及促進対策交付金」及び「市町村設置型浄化槽整備促進交付金」で市町村の施設整備を支援している。

※一定の普及率を基準とし、集合処理未着手・市町村合併の特例等の区分により、8.925～15.58%の支援

| | | | | | |
|------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 予算状況 (単位:百万円) | | H19 | H20 | H21 | H22 |
| | 予算額 (補正後) | 1283.5 | 1496.4 | 1304.6 | 1046.9 |
| | 執行額 | 1283.5 | 1496.4 | 1304.6 | — |

県の支援策(市町村の建設費への交付金)

○下水道普及促進対策交付金 (事業期間 H14～H22) 平成H22年度で事業終了

[例 H22の目標普及率が65%未満、未着手市町村、H17までに事業着手の場合]

← 国負担 →

| | | | | |
|--|--------------------------|------------------|-----------------|------------|
| 下水道事業債 | | | | |
| 国費(補助金・交付金) 50% * 終末処理場の主要な施設の場合は55% | 下水道事業債 交付税措置 19.8% | 市町村負担 10.325% | 県交付金 14.875% | 住民負担 5% |

○市町村設置型浄化槽整備促進交付金 (事業期間 H14～H22)

← 国負担 →

| | | | | |
|----------------|---------------------------|-----------------|----------------|------------|
| 下水道事業債 | | | | |
| 国費(交付金) 33.33% | 下水道事業債 交付税措置 24.95% | 市町村負担 16.14% | 県交付金 15.58% | 分担金 10% |

今後の検討課題

○県支援継続の必要性

○支援手法 ～「格差是正」と「普及率アップ」に向け～

- ・「普及率が低い地域(市町村)を重点的に支援」することの適否

1. 汚水処理施設の概要

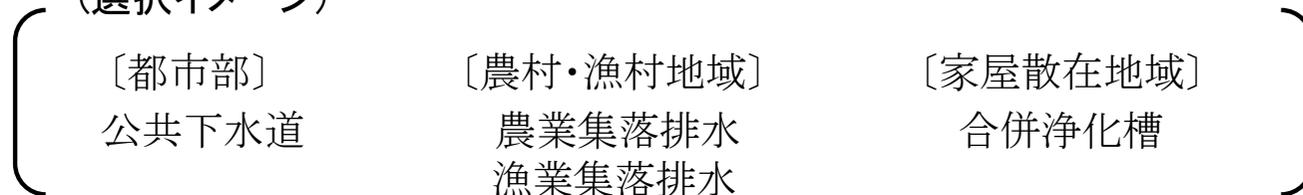
資料 1

(1) 整備手法の選択

- ・経済性の比較(建設費+維持管理費)
- ・地域特性、住民の意向

等を考慮して市町村が決定、建設

(選択イメージ)

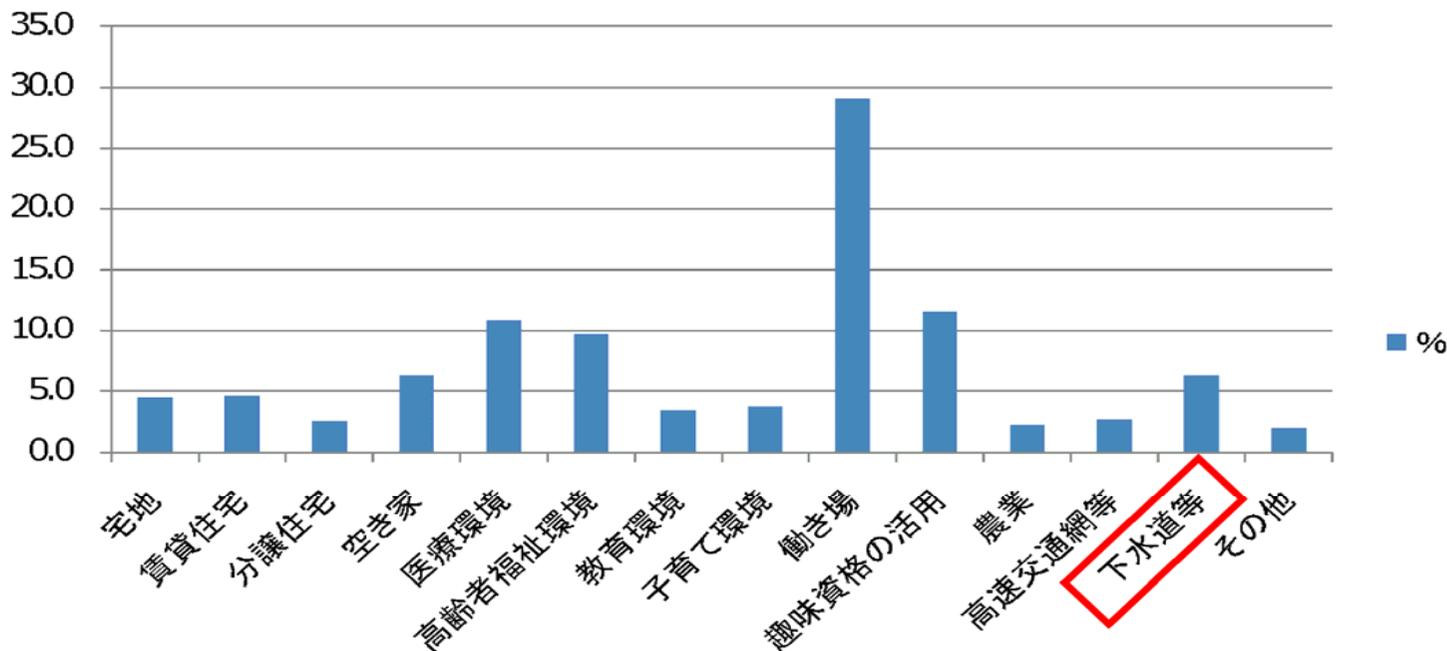


(事業例)

- ・温泉津処理区 建設費約12億(処理人口1,200人/面積28ha/事業期間H16~H32)
- ・江津西処理区 建設費約62億(処理人口6,940人/面積283ha/事業期間H14~H33)

(2) 定住要件としての役割

Uターンのための条件 (H19アンケート調査より)



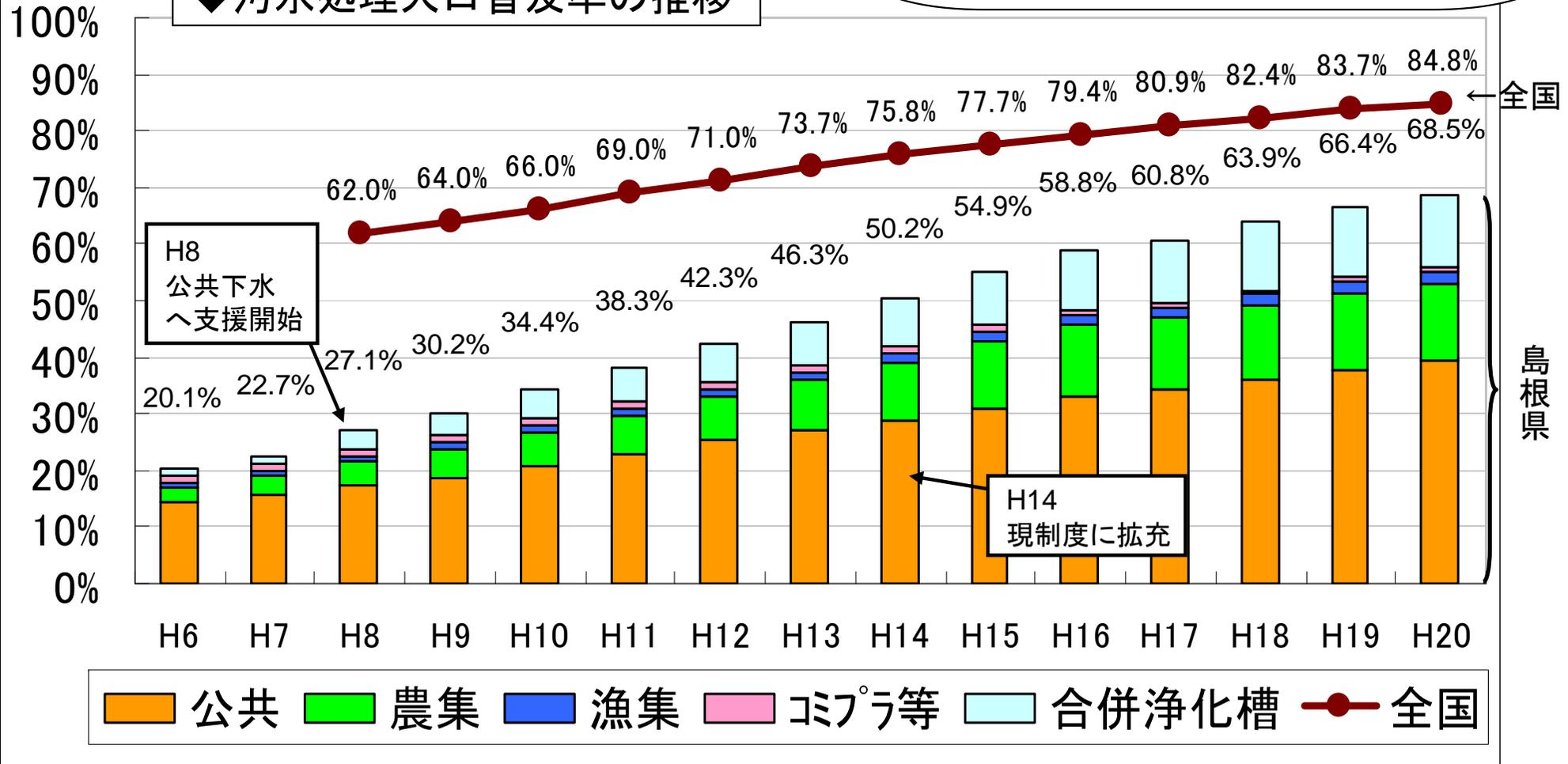
2. 汚水処理施設の現状

資料 2-1

(1) 汚水処理施設の普及状況

H20年度末における島根県の汚水処理人口普及率は、68.5%で、全国平均は、84.8%である。全国と島根県の差は、年々縮まっているが、依然としてその差は大きい。

◆ 汚水処理人口普及率の推移



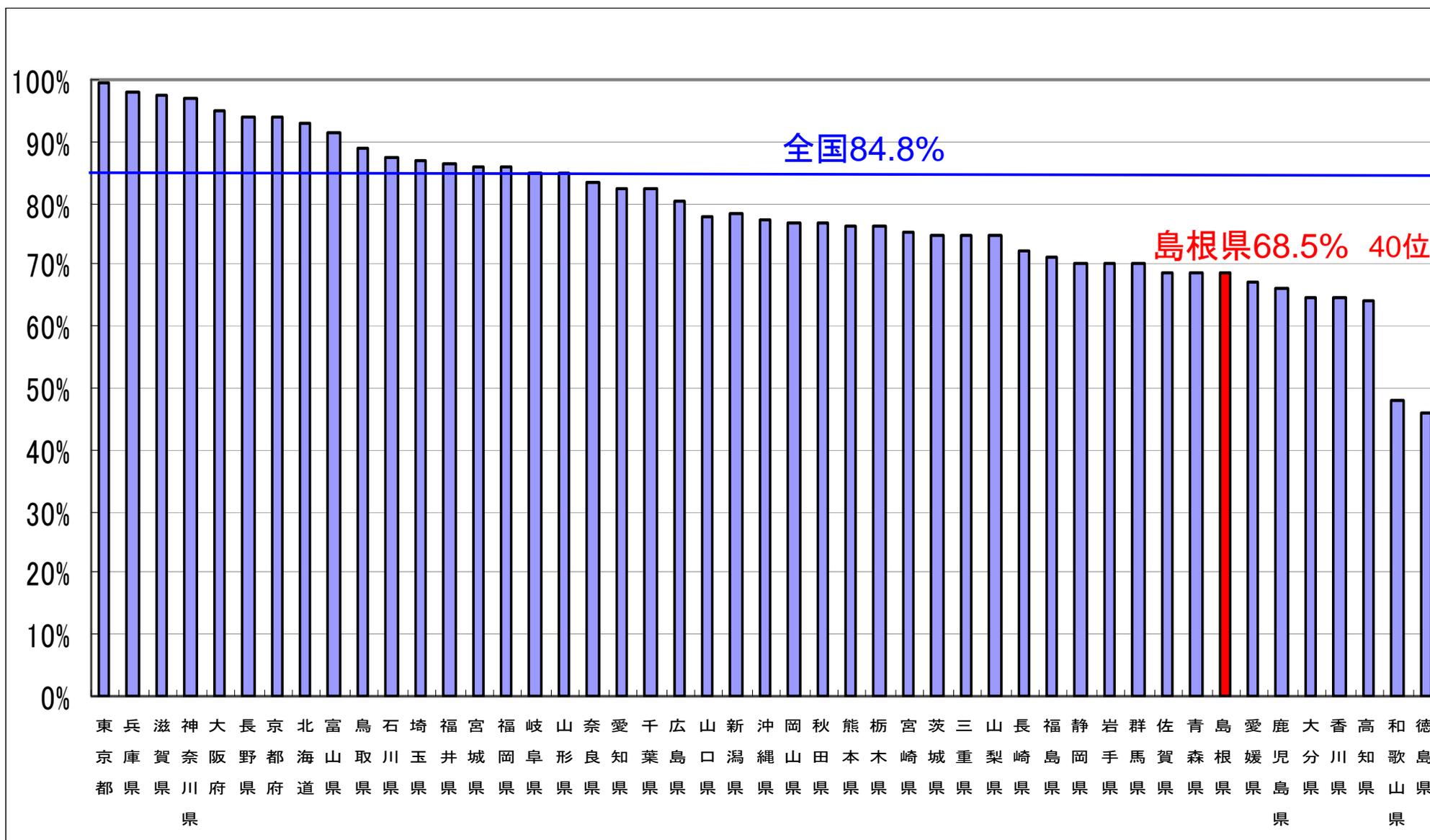
$$\text{汚水処理人口普及率} = \frac{\text{汚水処理施設が整備されている区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100(\%)$$

※コミプラ等: コミュニティプラント、簡易排水施設、小規模集合排水施設

(2)全国の汚水処理施設の普及状況

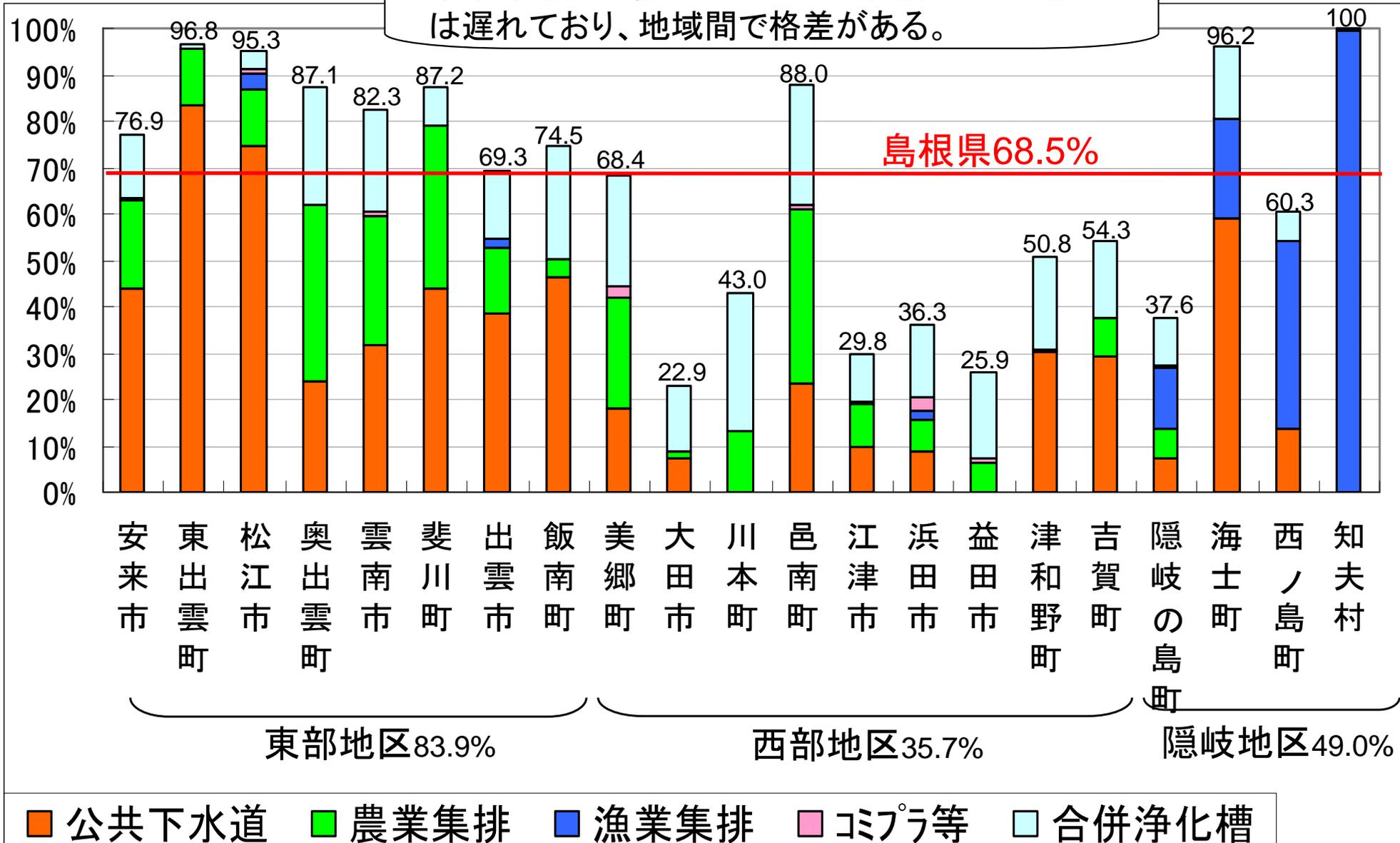
資料 2-2

H20年度末における島根県の普及率の順位は、47都道府県中、第40位



(3)市町村別の汚水処理施設の普及状況

県東部地区の普及に比べ、西部地区・隠岐地区は遅れており、地域間で格差がある。



3. 県の推進方針

資料 3-1

(1) 汚水処理施設整備構想の経緯

第1次構想 H7～H11
全県域下水道化構想
H22年度の目標普及率60%

- ・快適でうるおいある生活環境の創出と公共用水域の水質保全を保つことによる定住促進
- ・県全体の均衡ある下水道等整備を促進

第2次構想 H12～H17
新・全県域下水道化構想
H22年度の目標普及率65%

- ・整備が遅れている地域の取り組みの強化
- ・地域の特性に応じた効率的な処理区の整理統合及び整備方式(集合・個別)の選択
- ・汚泥処分方法の確立と下水道資源の有効活用
- ・水洗化の促進

第3次構想 H18～H22
汚水処理施設整備構想
H22年度の目標普及率72%

- ・県民だれもが快適に暮らせる生活環境づくり
- ・水環境の保全と再生
- ・循環型社会への貢献

第4次構想 H23～H30
次期構想

- ・生活排水処理ビジョン策定委員会を立ち上げ、県民、有識者、市町村等の意見を取り入れながら策定中

(2) 第4次構想の概要

○汚水処理を取り巻く様々な課題を受け5つの視点で、整備を促進

〔視点 1〕 快適な生活環境 ～格差是正と普及率アップ～

快適な生活環境の創出や定住条件確立のために必要不可欠な汚水処理施設の整備を促進する。

〔視点 2〕 きれいな水環境

汚水処理施設への接続率向上や適正な維持管理を行い、本県の美しい水環境を守る。

〔視点 3〕 資源の循環

環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、汚水処理後に発生する汚泥や処理水を、有効な資源として利活用を促進する。

〔視点 4〕 持続的な汚水処理

老朽化施設による障害に対し、発生対応型ではなく、予防保全型の維持管理、改築更新計画に取り組む。

〔視点 5〕 健全な経営

厳しい財政状況の中、持続的な汚水処理整備を進めるためにも、コスト縮減、効率化など経営の健全化を図る。

(3) 県民、有識者の意見聴取

①しまねwebモニター

※回答者240名（出雲地域72%、石見地域25%、隠岐地域3%）

②県の各種審議会等の委員

※回答者120名（出雲地域76%、石見地域21%、隠岐地域3%）

| | ①webモニター (240名) | ②各種審議会委員 (120名) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| ●整備が遅れている原因 | | |
| ①人口密集地が少なく整備費用割高 | 183 (76%) | 85 (71%) |
| ②事業費が多額 | 173 (72%) | 60 (50%) |
| ③市町村財政が厳しい | 147 (61%) | 76 (63%) |
| ④整備により家計の出費が増える | 57 (24%) | 13 (11%) |
| ⑤整備しなくても環境は保たれる | 11 (5%) | 4 (3%) |
| ●地域格差改善への対処 | | |
| ①県の支援必要 | 132 (55%) | 70 (58%) |
| ②国の制度拡充 | 126 (53%) | 65 (54%) |
| ③整備が遅れている市町村は整備を急ぐ必要がある | 124 (52%) | 68 (57%) |
| ④各市町村の考えで進めればよい | 34 (14%) | 12 (10%) |